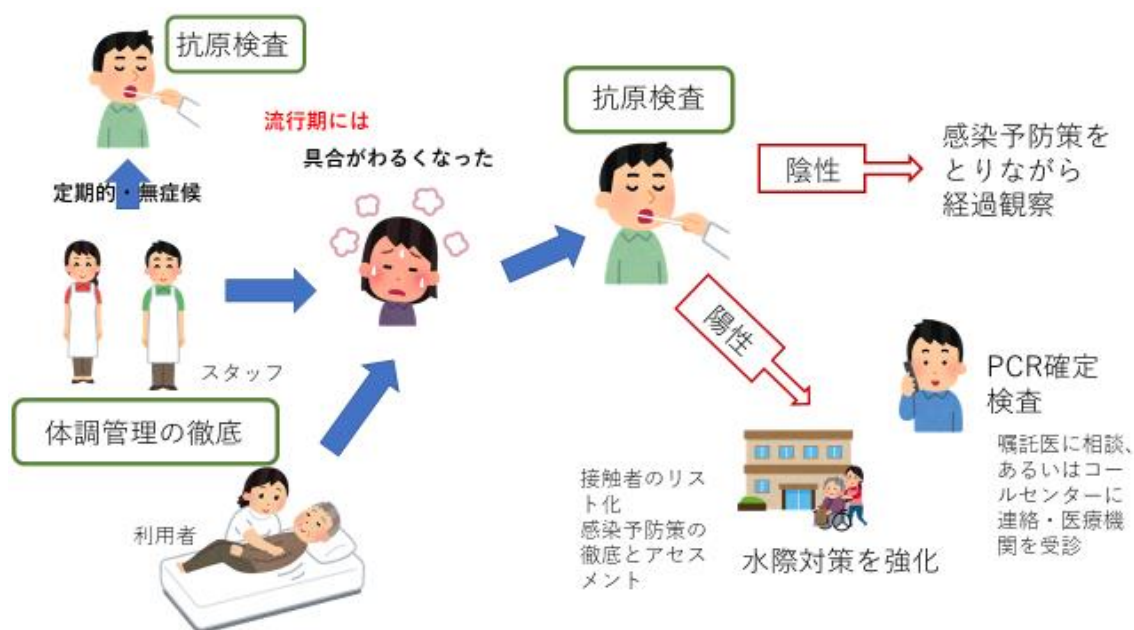


高齢者施設における COVID-19 抗原定性検査を用いたアドホックサーベイランス

目的

高齢者施設の職員および入所者の COVID-19 発症を早期に探知してアウトブレイク発生を抑える

方法



アドホックサーベイランスに参加する高齢者施設の職員および利用者は継続して毎日の検温および症状の有無についてチェックを行い、その内容を所定の健康観察シートに記載しておく。職員および利用者が有症状となった場合には、基本的にはかかりつけ医あるいは受診・相談コールセンターに相談して紹介された医療機関を受診して、医師による診察を受ける。コールセンターに高齢者施設を利用しないし勤務している情報が伝えられた場合には、無条件で医療機関が紹介されるシステムが既に稼働しているので積極的に利用する。特に流行期¹には検査実施の遅延が想定されるために職員および利用者が発熱を含めて何らかの有症状を呈した際に抗原定性検査キットを用いた検査が実施出来るものとする。また流行状況にかかわらず、嚥託医や診察した医師が必要と判断した場合には、職員および利用者に対して検査を実施するものとする。

陽性となった場合には、施設責任者より仙台市にある施設であれば仙台市介護事業支援課に連絡³する。それ以外の市町村にある施設であれば宮城県長寿社会

政策課に連絡する。それぞれの行政担当課は集めた情報を可能な限り速やかにもう片方の担当課と共有する。施設に関連する医療施設が併設されていれば、その施設で、もしなければ施設責任者は陽性者に受診・相談コールセンターに連絡するように促し、可能な限り速やかに PCR 法による確定検査を実施する。入所者で移動が困難な場合には嘱託医に相談するとともに、最寄りの保健所に連絡して指示を仰ぐ。抗原定性検査キットで陰性であった、あるいは PCR 法で陰性であった場合には、14 日間は感染予防策を厳重にとったうえで生活する。抗原定性検査で陽性となった時点で、仙台市感染制御チームあるいは宮城県介護 WG の専門家（ICN チーム）に展開して、当該施設の感染管理のラピッドアセスメントと技術的助言を実施する。施設責任者は陽性者の自宅待機ないしコホーティングを調整すると共に、接触者リストの準備など水際対策にかかる対応を進めていく。PCR 法での結果確定をもって保健所からの行政指導や行政検査などの対応が進められるとともに、必要に応じて感染制御チームや WG 専門家が現地でのサポートを行う。

検体を採取する際には個人防護具（サージカルマスク、ガウン、ゴーグル、手袋）を着用の上で行う。可能であればスタッフが自力で採取することも可能とする。採取する部屋の換気の確保に留意する。判定が難しい場合には、再度検体を採取する。また判定に関する技術的な助言は宮城県長寿社会政策課が整備した相談窓口が利用できる。結果については必ず写真を撮影する。カートリッジに個人が識別出来るようなマークをつけておく必要がある。使用した検査キットは医療用廃棄物として処理する。

実施に際して宮城県長寿社会政策課および仙台市介護事業支援課は抗原定性検査キットとともにスワブ、アルコール消毒剤、検体採取のための個人防護具を準備する必要がある。施設は共通の健康観察シートを用いて職員および入所者や利用者の健康状態を把握する必要がある。

¹ 流行期とは感染の状況に係るステージ移行指標において 3 指標のうち少なくとも 2 つがステージ III 以上となった状況から始まるものとする。非流行期とは 3 指標のいずれもステージ III 未満になった状況とする。

³ 連絡事項は、1 検査日、2 患者氏名と生年月日、3 発症日、4 入所者か職員か、5（職員のみ）最終勤務日、6（入所者）通所系サービスの利用の有無